

**認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループの進め方****○経緯**

令和元年6月に日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第四十八号。以下「推進法」という。）が公布、施行され、日本語教育を受ける機会の最大限の確保を図るとともに、国内の日本語教師の資格の整備及び日本語教育機関における水準の維持向上を図るために必要な適格性を有する日本語教育機関に関する制度の整備が求められた。（推進法第20条、附則第2条）

これを踏まえて、本年5月に日本語教育機関の認定制度及び登録日本語教員の資格制度の創設等を行う、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関等に関する法律が成立した。これを受け、国内の日本語教育機関の多様性を尊重しつつ、日本語教育の水準の維持向上を図る日本語教育機関認定法に基づき、機関を認定するための認定基準等を含む円滑な運用に向けた具体の検討が必要となっている。

**○目的**

令和5年1月の「日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）」を踏まえ、認定日本語教育機関の質を保証するための認定基準及び運用に必要な規程等について検討する。また、機関が設置する教育課程の目的に応じた、適切な到達目標及び教育課程の内容、評価方法等を確認する上で指針となる「日本語教育の参照枠（報告）」（令和3年10月文化審議会国語分科会）を踏まえた分野別のコアカリキュラム（仮称）について検討する。

**○方法**

日本語教育小委員会での審議と並行して、小委員会の下にワーキンググループを設置し検討を行い、検討内容を日本語教育小委員会に報告する。

**○主な検討事項例**

- (1) 認定日本語教育機関の認定基準等に関すること
- (2) 「留学」「就労」「生活」のコアカリキュラム（仮称）に関すること

**○開催スケジュール（予定）**

- |     |     |
|-----|-----|
| 第1回 | 6月  |
| 第2回 | 7月  |
| 第3回 | 8月  |
| 第4回 | 11月 |